

袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル

水 害 編

土砂災害編

高潮災害編

袋 井 市

は じ め に

静岡県西部の中東遠地域のほぼ中央に位置する袋井市は、市内を流れる太田川と原野谷川に沿って発達した、極めて平坦な地形からなり、堤防の決壊などによる大規模な浸水被害や排水が困難なことによる浸水が発生する危険性を有している。このため、袋井市では、これまでに昭和49年の七夕豪雨をはじめ、平成10年、16年の集中豪雨による浸水被害など、降雨による大きな被害がたびたび発生してきた。

こうした背景から、袋井市では、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等に基づき、県の災害関係部局や関係機関と連携し、避難勧告等の判断・伝達に関する検討を行い、避難勧等に関する情報の提供について、本マニュアルを取りまとめた。

また、中央防災会議の「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において、住民アンケートを実施した結果、避難勧告を「避難の準備を始める段階」、「まだ避難を開始すべき段階ではないが自主的に避難する段階」と誤って認識している人が多く、避難勧告で避難すべきであることが理解されていないことが明らかになった。

このような理由から、避難勧告と避難指示（緊急）を避難指示へ一本化することとなり、令和3年5月20日に災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行された。

本マニュアルに基づく避難情報の適切な伝達とあわせて、市民の皆さまが、情報の内容や行動を起こすことの重要性を十分に理解し、ご自身やご家族の生命を守るために迅速かつ確実な行動をとることで、風水害に対する被害の軽減を図り、安心安全な地域づくりを推進するものである。

なお、本マニュアルは、今後の河川に関する情報体制の整備進捗や、実際の避難行動等の検証、法改正などに基づき、適切な時期に見直すこととする。